

国民健康保険の加入手続きについて

◎ 国民健康保険に加入するときは、健康保険の資格を喪失して14日以内に、住所地の市役所国民健康保険担当課まで届出をしてください。

ただし、健康保険加入中に国民健康保険の加入手続きはできませんので、健康保険の資格を喪失してから届出をしてください。

◎ 国民健康保険は、加入の届出をした日からではなく、健康保険の資格を喪失した日からの加入となります。加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月まで遡って保険税がかかります。

【国民健康保険の加入手続きに必要なもの】

- 健康保険等資格喪失確認書
- 届出人の本人確認書類

(運転免許証、マイナンバーカード等)

● 八戸市国民健康保険の加入については・・・

八戸市国保年金課 TEL 0178-43-2111 内線 5525・5527
FAX 0178-44-9106

※世帯主と届出対象者のマイナンバー（個人番号）が必要となります。

----- キ リ ト リ セ ン -----

記入例

健康保険等資格喪失確認書

被 保 険 者		氏 名	八 戸 太 郎		生年月日	昭和50年8月8日	
(会社等に勤務する本人)		住 所	八 戸 市 内 丸 1 丁 目 1 - 1				
保 険 者 名	☒ 全国健康保険協会		青 森 支 部	健康保険 の記号番号	記 号	1234567	
	☐ 健康保険組合				番 号	89	
	☐ 共済組合			保険者番号※保険証発行機関番号		01020015	
	☐ 国保組合			基礎年金番号		0123-456789	
資 格 喪 失 者	本 人	氏 名	続 柄	生年月日	資格取得年月日	資 格 喪 失 の 理 由	
					資格喪失年月日		
	被 扶 養 者	八 戸 太 郎	本 人	昭和50年8月8日	平成20年 4 月 1 日	☒ 退職 (令和 3 年 8 月 31 日退職) ※資格喪失日は退職日の翌日になります。 ☐ 被保険者死亡 ※注意※ 退職の場合、資格喪失日は 退職日の翌日になります。 ☐ その他 (理由：)	
		八 戸 花 子	妻	昭和52年8月7日	令和 3 年 9 月 1 日		
		八 戸 春 子	子	平成14年3月3日	平成20年 4 月 1 日		
		八 戸 夏 男	子	平成16年7月7日	令和 3 年 9 月 1 日		
					平成20年 4 月 1 日		
					令和 3 年 9 月 1 日		
					年 月 日		
					年 月 日		
			年 月 日				
			年 月 日				

上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 3 年 9 月 1 日

事業所所在地 八 戸 市 柏 崎 1 丁 目 1 - 1

事業所名および代表者名 株 式 会 社 ○ × 商 事 代 表 取 締 役 ○ × 太 郎

電話番号 0178-82-2111

印

※必ず証明をする事業所で記入・押印してください。